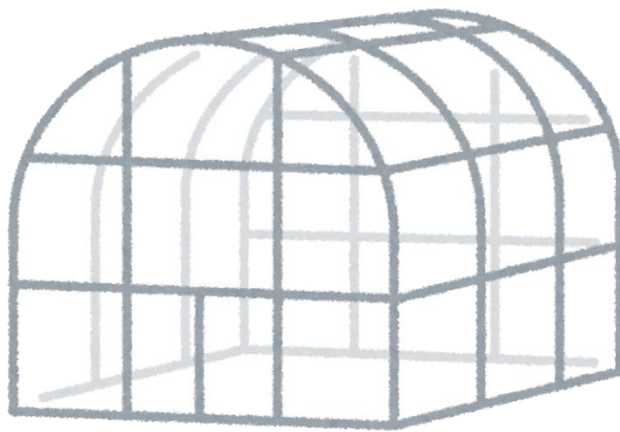
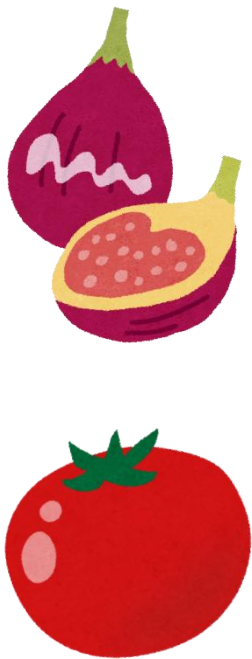


栗東市農林業振興事業 (栗東市園芸施設整備事業)

園芸施設整備補助パンフレット

農業者所得の安定化と将来に亘り後世に引き継ぐ農業の担い手の育成のために、園芸施設の整備を支援します。



○事業目的について

農業者の所得の安定化と将来に亘り後世に引き継ぐ農業の担い手の育成のために、施設園芸農業を実施する農業者及び農業後継者並びに規模拡大農業者等（以下「農業者等」という。）への支援を行い、生産性の高い農業経営の実現を図ることが必要です。

このため、経営基盤の強化並びに農業者の所得の安定化、加えて将来に亘り後世に引き継ぐ農業の担い手を創出する対策として、園芸用ビニールハウス施設（以下「園芸用施設」という。）の導入による相乗効果を含めた農業振興を図るため栗東市園芸施設整備事業を実施します。

○補助対象者について

- ・市内に住所を有する農業者又は農業者団体で、事業実施ほ場（市内に限る）において新規に園芸用施設を設置する者

○補助対象について

- ・助成対象作物の栽培に必要な標準的ビニールハウス本体の資材費で、軟弱野菜ハウス、果樹腰高ハウス、果菜腰高ハウス及び簡易ブドウ棚の本体資材並びに妻面資材、被覆資材

○補助額について

- ・資材費の50%（消費税除く）
（補助の限度額 上限：200万円／5年累計）
- ※補助は、市予算の範囲内で行うものであり、要望通り助成されない場合があります。

補助事例

年	購入費用（税別）	補助率と乗じた額	補助額
1年目	200万円	50%＝100万円	100万円
2年目	140万円	50%＝70万円	70万円
3年目	140万円	50%＝70万円	30万円（5年累計200万円を適用）

○補助金交付条件について

- ・過去において同一ほ場に当該補助事業等（自己資金を含む）で園芸用施設の設置がないこと
 - ・補助金の申請時市税等を滞納していないこと
- ※この他にもありますが、実施要領に定めるとおりとします

○補助の要望について

園芸施設整備に係る要望は、毎年度定められた日までに事業要望書等を農林課に提出してください。要望時の提出物は次の通りです。

- ①事業要望書（参考様式1）
- ②見積書（1者）
- ③園芸施設を整備する場所の位置図
- ④直近の総会資料（農業者団体の場合のみ）
- ④その他市長が必要とする書類

○その他

この事業については、「栗東市園芸施設整備事業実施要領」に定めるとおりとします

○お問い合わせ

この事業の詳細については、農林課までお問い合わせください。

栗東市役所 農林課 農政係

電話：077-551-0124（直通）

ファックス：077-551-0148

e-mail：nourin@city.ritto.lg.jp